

質問回答書

令和 7 年 9 月 2 日

業務番号 た小中委第 4 号
業 務 名 校務用パソコン設定業務

業務担当課名 たつの市教育委員会小中一貫教育推進課

項 目	質 問	回 答
仕 様 書	別紙『校務用パソコン設定・置換作業』の「2. 作業内容」に (6)サーバ機器類の設定、ドメイン参加 ① 本市 A Dサーバへの端末登録及び旧端末の登録削除 ② 資産管理ソフト上の端末の所属振分け及び端末と使用者の紐づけ作業 とありますが、これらの作業は既設サーバ環境を調査し、手順を確認したうえで実施する必要があるという認識でよろしいでしょうか。	本業務の契約締結後、パソコンの設定作業に必要な以下のソフトについての操作方法、手順を説明しますので、受託者によるサーバ環境調査、手順の確認は不要です。 ・Active Directory ・資産管理ソフト なお、ADサーバ内の他のソフト、アプリケーション、フォルダ及びファイル並びに他のサーバ等、本業務に関係のないデータにアクセスすることは禁止します。禁止行為を行ったことが発覚した場合、本業務に係る契約を解除することがあります。
仕 様 書	別紙校務用パソコン設定・置換作業 2 仕様内容 (9) に本市が指定するプリンタードライバーをインストールすること、とありますが市内小中学校のプリンターは各校同一機種でしょうか？ また各学校別のプリンターの場合、事前にたつの市様からプリンター一覧を頂けますでしょうか、もしくは学校設置時に使用プリンターの確認し、インストールが必要かどうかたつの市様に確認するということになりますでしょうか？	各校に設置しているプリンター機種は統一されていません。 パソコンを学校に設置する際、プリンタードライバーインストールの要望を受けた場合は、本市に連絡ください。 必要に応じ、現地でのインストール対応を依頼する場合があります。